

## 第1号議案

### 大阪府立高等学校の通学区域の調整の改正について

大阪府立高等学校の通学区域の調整を次のように改正し、平成21年4月1日から実施する。

平成20年11月20日

大阪府教育委員会

<参 考>

[趣 旨]

府立市岡高等学校の再編整備に伴い、通学区域の調整を改正する件。

[根拠規定]

大阪府立高等学校通学区域に関する規則

第3条 この規則に定めるもののほか、通学区域に関し必要な事項は、別に定めることができる。

大阪府立高等学校の通学区域の調整

通学区域	高等学校名	調整地域	調整人員
二区	大阪府立大手前高等学校	大阪府中央区のうち大阪市立南中学校及び同上町中学校の通学区域	10人
	大阪府立港高等学校	大阪市浪速区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区、大阪市生野区	30人
	大阪府立泉尾高等学校	大阪市浪速区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区、大阪市生野区	30人
三区	大阪府立狭山高等学校	堺市堺区、堺市中区、堺市東区、堺市西区、堺市南区、堺市北区、泉大津市、和泉市、高石市	50人
四区	大阪府立登美丘高等学校	堺市美原区	5人
	大阪府立泉陽高等学校	堺市美原区	5人
	大阪府立三国丘高等学校	堺市美原区	5人
	大阪府立金岡高等学校	堺市美原区	5人
	大阪府立東百舌鳥高等学校	堺市美原区	5人

調整地域からの合格者数は、原則として調整人員欄に掲げる数の範囲内とする。ただし、調整地域からの受検者数が調整人員を超える場合においては、調整地域からの合格者数は調整人員欄に掲げる数の1.2倍の範囲内とする。

## 参 考

### 大阪府公立高等学校の全日制の課程普通科に関する通学区域の調整

通学区域	高等学校名	調 整 地 域	調整人員	
			平成 20 年	平成 21 年
二区	大阪府立大手前高等学校	大阪市中央区のうち大阪市立南中学校及び同上町中学校の通学区域	10人	10人
	大阪府立港高等学校	大阪市浪速区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区、大阪市生野区	30人	30人
	<u>大阪府立市岡高等学校</u>	大阪市浪速区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区、大阪市生野区	30人	—
	大阪府立泉尾高等学校	大阪市浪速区、大阪市阿倍野区、大阪市住之江区、大阪市住吉区、大阪市西成区、大阪市生野区	30人	30人
三区	大阪府立狭山高等学校	堺市堺区、堺市中区、堺市東区、堺市西区、堺市南区、堺市北区、泉大津市、和泉市、高石市	50人	50人
四区	大阪府立登美丘高等学校	堺市美原区	5人	5人
	大阪府立泉陽高等学校	堺市美原区	5人	5人
	大阪府立三国丘高等学校	堺市美原区	5人	5人
	大阪府立金岡高等学校	堺市美原区	5人	5人
	大阪府立東百舌鳥高等学校	堺市美原区	5人	5人